

随意契約理由書

件名	六甲アイランドリバーモール I 期受変電設備整備
契約の相手方	株式会社 明電エンジニアリング 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
随意契約の理由	
<p>六甲アイランドリバーモールは不特定多数の市民が利用する施設である。</p> <p>本設備は設置から30年が経過しており、平成29年度から順次改修を行っており、今年度においても機器取替（変圧器、遮断器、継電器など）を伴う整備を行う。</p> <p>整備対象となる部位は、本受変電設備の主要な構成機器（以下機器という）であり、他メーカーの部品では互換性がないため、機器の調達・既設部位との調整及び設計・機器全体の性能及び品質を保証できるのは、本設備の製造メーカーである株式会社明電舎のメンテナンス部門の移管を受けている、株式会社明電エンジニアリングのみであるため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課 (電話番号 595-6899)